



熊本県公報

第 1 2 1 8 0 号

平成 25 年 1 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定更新…………… (高齢者支援課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療機関) の指定…………… (障がい者支援課) 15
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療機関) の更新…………… (") 15
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療機関) の変更…………… (") 15
- 特定行為業務の登録…………… (") 15
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 15
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 16
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 16
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 16
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 17
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 17
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の更新…………… (障がい者支援課) 17
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 17
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 18
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 18

公 告

- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 18
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 18
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 19
- 換地処分…………… (農地整備課) 19
- 公共測量の実施…………… (監理課) 19
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 19
- 企画コンペ方式による「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運營業務の受託者の選定…………… (社会福祉課) 19
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 20

登 載 依 頼

- 平成 2 4 年度第 1 回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 20
- 平成 2 4 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会) 21

告 示

熊本県告示第 2 4 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文、第 4 8 条第 1 項第 3 号及び第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定介護療養型医療施設及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定し、同法第 9 4 条第 1 項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、同法第 7 8 条、第 1 1 5 条、第 1 1 5 条の 1 0 及び第 1 0 4 条の 2 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	申請者名称	事業所名称	事業所所在地	指定更新年月日
訪問介護	有限会社陽楽	生活サポート陽楽	熊本県菊池市泗水町永2496番地12	平成25年3月15日
訪問看護	田方福祉株式会社	かがやき園訪問看護ステーション	熊本県八代市通町8番30号	平成25年2月2日
訪問看護	医療法人社団 仁水会	宇城総合訪問看護センター	熊本県宇城市松橋町曲野3475-4	平成25年4月1日
通所介護	株式会社みのり	みのり	熊本県八代市郡築四番町40番地8	平成25年4月1日
通所介護	医療法人 村上会	デイサービス風花	熊本県上天草市姫戸町姫浦652-1	平成25年4月1日
通所介護	医療法人社団孔和会	通所介護サービス海ん里	熊本県天草市久玉町5716-6	平成25年2月1日
通所介護	社会福祉法人三加和福祉会	和楽荘デイサービス南関の里	熊本県玉名郡南関町大字久重字坂本3424番地3	平成25年3月1日
特定施設入居者生活介護	株式会社クオリティ・ケア・ジャパン	むすび・宇土	熊本県宇土市松山町字向野田4168番1	平成25年4月1日
福祉用具貸与	株式会社優愛らいふ・ケア	株式会社優愛らいふ・ケア	熊本県天草市亀場町亀川142番地10	平成25年1月24日
特定福祉用具販売	株式会社優愛らいふ・ケア	株式会社優愛らいふ・ケア	熊本県天草市亀場町亀川142番地10	平成25年1月24日
介護予防訪問介護	有限会社陽楽	生活サポート陽楽	熊本県菊池市泗水町永2496番地12	平成25年3月15日
介護予防訪問看護	田方福祉株式会社	かがやき園訪問看護ステーション	熊本県八代市通町8番30号	平成25年2月2日
介護予防訪問看護	医療法人社団 仁水会	宇城総合訪問看護センター	熊本県宇城市松橋町曲野3475-4	平成25年4月1日
介護予防通所介護	株式会社みのり	みのり	熊本県八代市郡築四番町40番地8	平成25年4月1日
介護予防通所介護	医療法人 村上会	デイサービス風花	熊本県上天草市姫戸町姫浦652-1	平成25年4月1日
介護予防通所介護	医療法人社団孔和会	通所介護サービス海ん里	熊本県天草市久玉町5716-6	平成25年2月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人三加和福祉会	和楽荘デイサービス南関の里	熊本県玉名郡南関町大字久重字坂本3424番地3	平成25年3月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社クオリティ・ケア・ジャパン	むすび・宇土	熊本県宇土市松山町字向野田4168番1	平成25年4月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社優愛らいふ・ケア	株式会社優愛らいふ・ケア	熊本県天草市亀場町亀川142番地10	平成25年1月24日
特定介護予防福祉用具販売	株式会社優愛らいふ・ケア	株式会社優愛らいふ・ケア	熊本県天草市亀場町亀川142番地10	平成25年1月24日
介護老人保健施設	医療法人 慈愛会	介護老人保健施設 有隣	熊本県合志市野々島東原4414番地17	平成25年1月5日
介護療養型医療施設	医療法人美里みどり会	間部病院	熊本県下益城郡美里町永富328	平成25年4月1日

熊本県告示第 2 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 山都町

(1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
谷山川（445-1-017）

イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野・荒谷

ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上司尾（445-1-029）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町上寺

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下馬尾 2 (4 4 5 - 1 - 0 3 0)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町上寺・下馬尾
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下馬尾 1 (4 4 5 - 1 - 0 3 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町上寺・下馬尾
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下馬尾 4 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 3 2 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町下馬尾
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下馬尾 4 - 2 (4 4 5 - 1 - 0 3 2 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町下馬尾・城平
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下馬尾 4 - 3 (4 4 5 - 1 - 0 3 2 - 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡山都町下馬尾
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新町（445-1-033）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町浜町
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下馬尾3-1（445-1-034-1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下馬尾・南田・千滝
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下馬尾3-2（445-1-034-2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下馬尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下馬尾3-3（445-1-034-3）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下馬尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中平1-1（445-1-035-1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下馬尾・千滝
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中平1-2（445-1-035-2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 上益城郡山都町千滝
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平 1-3 (445-1-035-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 2 (445-1-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 1-1 (445-1-037-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 1-2 (445-1-037-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 1-3 (445-1-037-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 3-1（445-1-038-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 3-2（445-1-038-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 3-3（445-1-038-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 4-1（445-1-039-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 4-2（445-1-039-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 5 (4 4 5 - 1 - 0 4 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下市 1 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 4 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下市
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下市 1 - 2 (4 4 5 - 1 - 0 4 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下市
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桐原 1 (4 4 5 - 1 - 0 4 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町城原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片平 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 4 3 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町城平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城

- (29) ア 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 片平-2 (445-1-043-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町城平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 中尾 (445-1-044)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町城平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 城平-1 (445-1-045-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町城平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 城平-2 (445-1-045-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町城平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下畑 (445-1-046)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡山都町畑
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大川町-1 (445-1-047-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町畑
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大川町 2 (4 4 5 - 1 - 0 4 7 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町畑
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
牧野 1 (4 4 5 - 1 - 0 6 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 3 (4 4 5 - 1 - 0 6 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町犬飼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 2 (4 4 5 - 1 - 0 6 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町新小・犬飼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下市 2 (4 4 5 - 1 - 0 6 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下市・長原・城原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (40) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
長田 (4 4 5 - 2 - 1 2 3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町長田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (41) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平 2 (4 4 5 - 2 - 1 2 4)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下馬尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (42) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上畑 (4 4 5 - 2 - 1 2 5)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町畑
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (43) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桐原 2 (4 4 5 - 2 - 1 2 6)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町城原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (44) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
轟 - 1 (4 4 5 - 2 - 1 2 7 - 1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町城原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
轟 2（445-2-127-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町城原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
南田 1（445-2-157）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町南田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
南田 2（445-2-158）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町南田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
南田 3（445-2-159）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町南田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千滝 6-1（445-2-160-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 6-2 (445-2-160-2)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 6-3 (445-2-160-3)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 7-1 (445-2-161-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(53) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 7-2 (445-2-161-2)

イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

ウ 土砂災害警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千滝 8 (445-2-162)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
長原 (445-2-163)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町千滝

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
牧野 3 (4 4 5 - 2 - 1 6 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 4 (4 4 5 - 2 - 1 6 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町犬飼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 8 (4 4 5 - 2 - 1 6 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町犬飼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 5 (4 4 5 - 2 - 1 6 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町犬飼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬飼 6 (4 4 5 - 2 - 1 6 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町新小
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下市 3（445-2-170）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町下市
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
谷山 1（445-2-186）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野・荒谷
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
谷山 2（445-2-187）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
谷山 3-1（445-2-188-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
谷山 3-2（445-2-188-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡山都町牧野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 26 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立
支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 総合病院前店 人吉市老神町 27 番地 1	平成 25 年 1 月 1 日

熊本県告示第 27 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条の規定により指定自立支援医
療機関を次のとおり更新したので、公示する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ツツミ薬局 阿蘇郡高森町大字高森 1990-1	平成 25 年 1 月 1 日

熊本県告示第 28 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により次の保険医療機
関等開設者から変更の届出があったので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

保険医療機関等の 名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
ツツミ薬局	医療機関の所在地	阿蘇郡高森町大字 高森 2151-1	阿蘇郡高森町大字 高森 1990-1	平成 24 年 1 月 16 日

熊本県告示第 29 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定に
より特定行為業務の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の
規定により公示する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
ヘルパーステーショ ン ドラゴンキッズ	合志市野々島 2461-2	432200031	平成 24 年 1 2 月 1 8 日

熊本県告示第 30 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害
福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所 在 地	事業者の名称、主 たる事務所の所在 地及び代表者の氏 名	指定年月日	事業所番号	サービスの種 類
グループホーム	社会福祉法人合志福	平成 25 年	4322900335	共同生活援助

ぱれっと 合志市須屋162 7番30	社会 合志市御代志71 3番13 緒方 規子	1月1日		
--------------------------	---------------------------------	------	--	--

熊本県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東陽町小浦字羽子切5410番、5421番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字羽子切5410番・5421番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字小野2番1、36番66、泉町下岳字山川内4033番1、4046番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小野36番66・字山川内4033番1・4046番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字高野172番・174番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高野172番・174番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
楽寿ホームヘルパーステーション 八代市川田町東 1 0 4 8 番地 1 6	株式会社静波	平成 2 5 年 1 月 8 日

熊本県告示第 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
楽寿ホームヘルパーステーション 八代市川田町東 1 0 4 8 番地 1 6	株式会社静波	平成 2 5 年 1 月 8 日

熊本県告示第 3 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により指定障害児入所施設を次のとおり指定したので、同法第 2 4 条の 1 8 の規定により告示する。
 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定入所施設等の種類
天草学園 天草市本町下河内 6 0 6 - 1	社会福祉法人啓明会 天草市本町下河内 6 8 0 番地 田中 育子	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	4353000013	指定福祉型 障害児入所 施設

熊本県告示第 3 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。
 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
しらぬい児童サービス 八代市高小原町 1 5 0 7 番地の 1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町 1 5 0 7 番地の 1 坂田 四方治	平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日	4350200012	指定児童発達支援 指定放課後等 デイサービス 指定保育所

			等訪問支援
--	--	--	-------

熊本県告示第 3 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 淵の浦－3（209－1－067－3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字尾林 8 6 4 番 1 地先から 玉名郡和水町西吉地字亀ノ浦 7 9 0 番 2 地先まで	108.2	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

公 告

熊本県公告第 1 2 号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	下田 鐵雄	天草市新和町大多尾 2 1 9 7 番地 2

熊本県公告第 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 5 条の 2 第 1 項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 5 条の 2 第 5 項及び同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

(2工区)

合志市豊岡字拾八町2217番1の一部
24,858.62平方メートル(全体面積 42,439.68平方メートル)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区錦ヶ丘18番24号
大和ハウス工業株式会社 熊本支店

熊本県公告第14号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市野々島字中野4393番123
296.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市北区四方寄町450番地1パークサイドヴィラA201
松田 大輔

熊本県公告第15号

県営鹿本北部二期地区(今村換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

平成25年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第16号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により合志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(道路現況測量)	平成24年12月1日から 平成25年3月29日まで	合志市全域

熊本県公告第17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

阿蘇市黒川字東中原1289番3、同1289番4、同1289番13、同字小次郎
淵1291番2及び同1291番1
7,262.32平方メートル

2 開発を受けた者の住所及び氏名

阿蘇市黒川1289番3
有限会社 清峰院

熊本県公告第18号

企画コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託業務の概要

(1) 業務名

「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運營業務

(2) 業務内容

別に定める「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運營業務委託仕様書による。

(3) 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体

- (1) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び消費生活協同組合で、次のアからウまでのいずれかに該当する団体
 - ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業を行っている団体
 - イ 社会福祉法第 110 条の都道府県社会福祉協議会
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス、同条第 23 項に規定する居宅介護支援又は同条第 25 項に規定する施設サービスを行っている団体
 - (2) 県内で現に活動している団体
 - (3) 定款、規約等で組織の運営について定めていること。
 - (4) 事業の実施に十分な事務局の体制を整えられること。
 - (5) 予算、決算、事業報告等を適確に行っていること。
 - (6) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (8) 特定の公職者（その候補者等を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
 - (9) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
- 3 募集要項等の配布
- (1) 配布期間
平成 25 年 1 月 15 日（火）から平成 25 年 2 月 12 日（火）までの午前 10 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
 - (2) 配布場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課保護・生活支援班
なお、募集要項等は熊本県ホームページに掲載する。
- 4 応募書類の提出
- (1) 提出期間
平成 25 年 1 月 15 日（火）から平成 25 年 2 月 12 日（火）までの午前 10 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
- 5 募集要項等概要説明会の日時及び場所
- (1) 日時
平成 25 年 1 月 23 日（水）午後 2 時から午後 3 時まで
 - (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 801 会議室（新館 8 階）
- 6 その他
詳細については、「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運營業務委託候補者募集要項による。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課保護・生活支援班
（電話 096-333-2198）

熊本県公告第 19 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により産山村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
産山村	平成 22 年度から平成 23 年度まで	大字片俣の一部	地籍図及び地籍簿	平成 25 年 1 月 7 日

登録依頼

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 24 年度第 1 回菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催

する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年1月15日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成25年1月17日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室（菊池市隈府1272-10）
- 3 議題
(1) 救急医療に関する事項
(2) 第5次菊池地域保健医療計画の評価について
(3) 第6次菊池地域保健医療計画の策定について
(4) 健康危機管理に関する事項
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）
（電話0968-25-4156）

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成24年度第1回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年1月15日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成25年1月29日（火）午後3時から
- 2 開催場所
熊本県天草地域振興局会議室棟1階 第1小会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに熊本県天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場入室する。
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県天草保健所総務企画課内 電話0969-23-0172）